

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

- 令和3年10月1日付けで「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。
- 農林水産省の特別の機関として木材利用促進本部が設置された。

都市の木造化推進法（平成22年法律第36号）のポイント

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、経済的社会的諸条件に応じた施策を策定・実施、公共建築物における木材の利用に努める

<基本方針>（第10条関係）

- ・ 木材利用促進本部は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定>（第15条関係）

- ・ 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- ・ 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努める

<木材利用促進本部>（第25条～第28条関係）

- ・ 農林水産省に特別の機関として、木材利用促進本部を置く
- ・ 本部長は木材利用促進本部長とし、農林水産大臣を充てる
- ・ 本部員は総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣を充てる

【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講ずるよう努める

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進のため、地域活性化事業債の活用を積極的に検討していただくこと
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと
- 令和4年4月1日付けで、地方公共団体宛に地域活性化事業債の活用について通知を発出し、図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も本事業債の対象となることから、積極的な活用を依頼
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、同様に依頼

【地域活性化事業債】

- ・ 対象事業：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備
- ・ 充当率：事業費の90%
- ・ 交付税：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に算入

【法改正前の総務省の取組】

- 平成28年7月29日付け及び平成30年1月29日付けで、地方公共団体宛に、庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について通知を発出し、積極的な活用を依頼